

別添

乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の細部取扱いについて

乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値については、乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成28年国土交通省告示第 1177号。以下「実施要領」という。）によるほか、下記のとおり取り扱うこと。

記

1. 第4条関係

- (1) 申請は、別記様式1による申請書を自動車局審査・リコール課に、その写しを独立行政法人自動車技術総合機構に提出することにより行うものとする。
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定による指定の申請時において、「実施要領第4条に規定するエネルギー消費効率相当値の算定を申請する」旨の記載がある当該指定に係る申請書及びその写しが提出されたことをもって、(1)の申請書及びその写しの提出に代えることができる。

2. 第7条関係

- (1) 変更届出は別記様式2による届出書を自動車局審査・リコール課に提出すること。
- (2) 1.(1)に係る指定を受けた自動車について、自動車型式指定規則第3条第1項第4号に規定する事項に変更があった場合であって、同規則第6条第2号に規定する届出書が届け出されたことをもって、(1)の届出書の提出に代えることができる。

3. 第9条関係

実施要領第9条に規定する公表は、インターネットにより行うこととする。

別記様式 1

乗用車等エネルギー消費効率相当値算定申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

年 月 日

申請者の氏名

又は名称

住 所

車名、型式及び類別

一酸化炭素等発散防止
装置の名称及び型式

備 考

短 辺

(日本産業規格 A 列 4 番)

備 考

1. 型式指定自動車にあつては、一酸化炭素等発散防止装置の名称及び型式の欄の記載を省略することができる。
2. 外国人又は外国法人が申請する場合には、申請書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである。」旨を日本語及び英語で記載すること。

別記様式 2

住所等変更届出書

国 土 交 通 大 臣 殿

年 月 日

届出者の氏名

又 は 名 称

住 所

車名及び型式	
変更事項及び 変更事由	
変更年月日	
備 考	

短 辺

(日本産業規格 A 列 4 番)

備 考

外国人又は外国法人が申請する場合には、届出書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである。」旨を日本語及び英語で記載すること。